

# 第1章 評価の内容等

## I 評価の対象

国・公・私立大学のうち、評価の申請のあった大学（以下「対象大学」という。）を対象として、評価を実施します。

## II 評価の内容

大学機関別選択評価（以下「選択評価」という。）は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が独自に行う第三者評価として、「選択評価事項」を定め、大学の希望に応じて大学機関別認証評価とは異なる側面から大学の教育研究活動等を評価します。

選択評価事項には、選択評価事項A「研究活動の状況」、選択評価事項B「地域貢献活動の状況」及び選択評価事項C「教育の国際化の状況」の3つを設けています。それぞれの選択評価事項では、水準判定を加味しつつ、各大学が有する目的の達成状況を中心に評価を実施します。なお、各大学は、それぞれの選択評価事項について、評価を受けるか否かを選択することができます。

## III 実施時期

### [評価実施の前年度]

- 5月～6月 選択評価等に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会の実施  
9月末 評価の申請受付締切

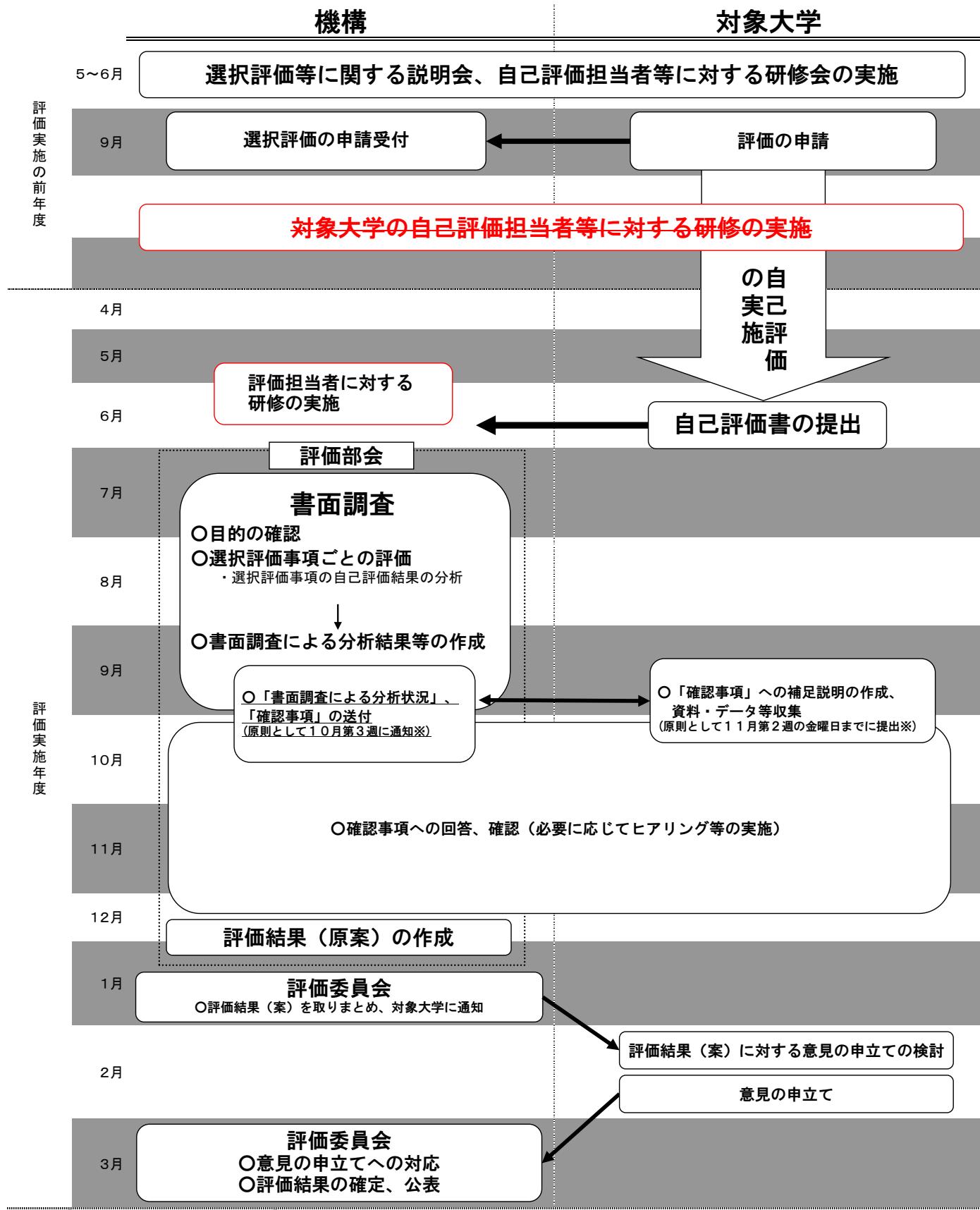
### [評価実施年度]

- 6月 評価担当者に対する研修の実施  
6月末 対象大学からの自己評価書の提出締切  
7月～ ~~研究活動実績票に係る調査及び書面調査等~~の実施  
1月末 評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象大学に通知  
2月下旬 対象大学からの意見の申立ての受付締切  
3月下旬 評価結果の確定及び公表

（注）評価全体のスケジュールは、別紙1「選択評価のスケジュール」（15頁）に示すとおりです。

## 選択評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



※「書面調査の分析状況」及び「確認事項」の送付について、機構による大学機関別認証評価を同年度に受けている場合は、訪問調査の4週間から3週間に通知し、**訪問調査**1週間前までに資料・データ等を提出いただきますこととなります。

## 外国人学生受入実績票・国内学生海外派遣実績票について

### I 趣旨

- (1) 選択評価事項C「教育の国際化の状況」では、教育の国際化に向けた活動に関する全般的な状況の評価を希望する大学を対象として、以下の内容について評価を行います。  
C－1 大学の目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。
- (2) 「外国人学生受入実績票」及び「国内学生海外派遣実績票」は、自己評価において、上記(1)のC－1に係る基本的な観点C－1－②～③を分析する際の根拠となる資料・データ等の1つとして用いるためのものです。また、機構の評価においても、対象大学の当該観点に係る自己評価結果を分析する際に用います。

### II 記述要領

#### 1 「外国人学生受入実績票」別紙様式①【留学生】(41頁)について

- (1) 別紙様式①は、留学生（外国人学生のうち、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者。）について記入してください。
- (2) 「国又は地域」の欄には、在籍している留学生の出身国又は地域を記入してください。  
※ 国又は地域については「国・地域一覧」(39頁)を参照してください。
- (3) 「正規留学生」、「非正規留学生」の欄には、評価実施の前年度の5月1日現在に在籍している学生数を「学部」、「大学院」、「その他」ごとに記入してください。  
※ 大学の附属施設等（専攻科、別科を含む）に受け入れた留学生については「その他」の欄に記入してください。

#### 2 「外国人学生受入実績票」別紙様式②【正規留学生】(42頁)について

- (1) 別紙様式②は、正規留学生（学位取得を目的とし入学した留学生。学部、大学院の正規課程に在籍している留学生。ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる留学生も含む。）について記入してください。
- (2) 「学部」、「大学院」の欄には、学部・研究科（課程）等単位で、全ての学部・研究科（課程）について記入してください。
- (3) 「在籍者数」の欄には、5月1日現在に正規課程に在籍している学生数を評価実施の前年度まで過去3年分を記入してください。
- (4) 「外国人学生数」の欄には、5月1日現在に在籍している留学生数を評価実施の前年度まで過去3年分を記入してください。
- (5) 「外国人学生比率」の欄には数式が入力されているので、各年度の外国人学生比率（外国人学生数／在籍者数）となっているか確認してください。

#### 3 「外国人学生受入実績票」別紙様式③【ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる留学生】【短期留学生・超短期留学生】(43頁)について

- (1) 別紙様式③は、海外の大学から受け入れた、ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる正規留学生（ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムにより、学位取得を目的とし入学した留学生。）と短期留学生（必ずしも学位取得を目的とせず、大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、お

おむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける外国人学生のうち、受入期間が3か月以上の者。) 及び超短期留学生(必ずしも学位取得を目的とせず、大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、おおむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける外国人学生のうち、受入期間が3か月未満の者。)について記入してください。

- (2) 「教育プログラム」の欄には、学士課程・大学院課程に区分した上で、教育プログラム単位で記入してください。また、( )には、全学単位での教育プログラムは「全学」を、学部・研究科(課程)等単位での教育プログラムは学部・研究科(課程)等の名称を記入してください。
- (3) 「交流大学等」の欄には、受入元の海外の大学等を記入してください。
- (4) 「協定」の欄には、大学間交流協定等に基づく受入の場合は「○」を、それ以外の場合は「×」を記入してください。
- (5) 「国又は地域」の欄には、海外の大学の国又は地域を記入してください。  
※ 国又は地域については「国・地域一覧」(39頁)を参照してください。
- (6) 「受入区分」の欄には、ダブル・ディグリー・プログラムによる受入の場合は「DD」を、ジョイント・ディグリー・プログラムによる受入の場合は「JD」を、短期プログラムによる受入(受入期間が3か月以上のもの)の場合は「短期」を、超短期プログラムによる受入(受入期間が3か月未満のもの)の場合は「超短期」を記入してください。
- (7) 「受入期間」の欄には、受入期間を年・学期・月・週・日単位で記入してください。
- (8) 「外国人学生数」の欄には、年間受入者数(4月1日から3月31日までに在籍した外国人学生の総数)を学部・研究科(課程)等単位ごとに評価実施の前年度まで過去3年分を記入してください。なお、在籍期間が年度をまたぐ場合は受入開始年度にのみ計上してください。
- (9) 「うち単位」の欄には、短期留学生・超短期留学生のうち、**1科目でも**単位を授与した**授業科目があれば**、**授与した**外国人学生数を内数で記入してください。

#### 4 「国内学生海外派遣実績票」別紙様式④【ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる海外派遣学生】【短期海外派遣学生・超短期海外派遣学生】(44頁)について

- (1) 別紙様式④は、ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる海外派遣学生(日本国内の大学に在籍し、ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムにより、学位取得を目的とし海外の大学等に入学した学生。)と短期海外派遣学生(日本国内の大学に在籍し、必ずしも学位取得を目的とせず、海外の大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、おおむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける学生のうち、派遣期間が3か月以上の者)及び超短期海外派遣学生(日本国内の大学に在籍し、必ずしも学位取得を目的とせず、海外の大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、おおむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける学生のうち、派遣期間が3か月未満の者)について記入してください。
- (2) 「教育プログラム」の欄には、学士課程・大学院課程に区分した上で、教育プログラム単位で記入してください。また、( )には、全学単位での教育プログラムは「全学」を、学部・研究科(課程)等単位での教育プログラムは学部・研究科(課程)等の名称を記入してください。
- (3) 「交流大学等」の欄には、派遣先の海外の大学等を記入してください。
- (4) 「協定」の欄には、大学間交流協定等に基づく派遣の場合は「○」を、それ以外の場合は「×」を記入してください。

- (5) 「国又は地域」の欄には、海外の大学の国又は地域を記入してください。  
※ 国又は地域については「国・地域一覧」(39頁) を参照してください。
- (6) 「派遣区分」の欄には、ダブル・ディグリー・プログラムによる派遣の場合は「D D」を、ジョイント・ディグリー・プログラムによる派遣の場合は「J D」を、短期プログラムによる派遣（派遣期間が3か月以上のもの）の場合は「短期」を、超短期プログラムによる派遣（派遣期間が3か月未満のもの）の場合は「超短期」を記入してください。
- (7) 「派遣期間」の欄には、派遣期間を年・学期・月・週・日単位で記入してください。
- (8) 「派遣学生数」の欄には、年間派遣者数（4月1日から3月31日までに派遣した学生の総数）を学部・研究科（課程）等単位ごとに評価実施の前年度まで過去3年分を記入してください。なお、在籍期間が年度をまたぐ場合は受入開始年度にのみ計上してください。
- (9) 「うち単位」の欄には、短期海外派遣学生・超短期海外派遣学生のうち、単位を授与した派遣学生数を内数で記入してください。

## 5 「外国人学生受入・国内学生海外派遣実績票」別紙様式⑤【全体】(45頁)について

- (1) 「在籍者数」の欄には数式が入力されているので、別紙様式②の在籍者数が転記されているか確認してください。
- (2) 「外国人学生数」、「派遣学生数」の欄には数式が入力されているので、「正規留学生」、「短期留学生・超短期留学生」の欄に別紙様式②、別紙様式③の学生数の合計が、「派遣学生数」の欄に別紙様式④の学生数の合計が転記されているか、それぞれ確認してください。
- (3) 「外国人学生比率」、「派遣学生比率」の欄には数式が入力されているので、「正規留学生」、「短期留学生・超短期留学生」の欄に別紙様式②、別紙様式③の外国人学生比率が、「派遣学生比率」の欄に別紙様式④の派遣学生比率が転記されているか、それぞれ確認してください。
- (4) 「3年平均」の「在籍者数」、「外国人学生」、「外国人学生比率」、「派遣学生数」、「派遣学生比率」の欄には数式が入力されているので、3年平均の数値となっているかそれぞれ確認してください。

(参考)

|    |     |        |           |           |           |
|----|-----|--------|-----------|-----------|-----------|
| 受入 | 留学生 | 正規留学生  | 別紙<br>様式① | 別紙<br>様式② | 別紙<br>様式⑤ |
|    |     | 非正規留学生 |           |           |           |

### 海外の大学等との交流

|    |        |                                   |  |           |           |  |
|----|--------|-----------------------------------|--|-----------|-----------|--|
| 受入 | 外国人学生  | ダブル・ディグリー/ジョイント<br>・ディグリー・プログラム   | ダブル・ディグリー/ジョイント<br>・ディグリー・プログラムによる留学生    | 別紙<br>様式③ | 別紙<br>様式⑤ |  |
|    |        | ダブル・ディグリー/ジョイント<br>・ディグリー・プログラム以外 | 3か月以上 短期留学生<br>3か月未満 超短期留学生              |           |           |  |
| 派遣 | 海外派遣学生 | ダブル・ディグリー/ジョイント<br>・ディグリー・プログラム   | ダブル・ディグリー/ジョイント<br>・ディグリー・プログラムによる海外派遣学生 | 別紙<br>様式④ |           |  |
|    |        | ダブル・ディグリー/ジョイント<br>・ディグリー・プログラム以外 | 3か月以上 短期海外派遣学生<br>3か月未満 超短期海外派遣学生        |           |           |  |

注) 本実績票においては、下記のとおりとします。

#### <外国人学生>

出入国管理及び難民認定法別表第1に定める在留資格に関わらず、日本の大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等の目的を持って入国した外国籍の学生。

#### <留学生>

外国人学生のうち、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者。

#### <正規留学生>

学位取得を目的とし入学した留学生。学部、大学院の正規課程に在籍している留学生。

#### <非正規留学生>

正規留学生以外の留学生。

#### <短期留学生>

必ずしも学位取得を目的とせず、大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、おおむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける外国人学生のうち、受入期間が3か月以上の者。

#### <超短期留学生>

必ずしも学位取得を目的とせず、大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、おおむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける外国人学生のうち、受入期間が3か月未満の者。

#### <短期海外派遣学生>

日本国内の大学に在籍し、必ずしも学位取得を目的とせず、海外の大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、おおむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける学生のうち、派遣期間が3か月以上の者。

#### <超短期海外派遣学生>

日本国内の大学に在籍し、必ずしも学位取得を目的とせず、海外の大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、おおむね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研修指導を受ける学生のうち、派遣期間が3か月未満の者。

#### <ダブル・ディグリー・プログラム>

我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム。

#### <ジョイント・ディグリー・プログラム>

我が国と外国の大学が、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム。

#### <大学交流協定等>

両大学長、学部長等の押印又はサインを交わした正式文書が存在するもの、又は、正式文書としては両大学間で取り交わしていないなくても、学生交流に関わる事務文書が存在し、交流実績を有する取決め又は覚書等が存在するもの。

## (国・地域一覧)

|               |                |                  |              |
|---------------|----------------|------------------|--------------|
| <b>(アジア)</b>  | ナイジェリア         | トンガ              | デンマーク        |
| パキスタン         | ガーナ            | キリバス             | アイルランド       |
| インド           | リベリア           | ナウル              | 英國           |
| ネパール          | ガボン            | ソロモン諸島           | ベルギー         |
| バングラデシュ       | コンゴ共和国         | ツバル              | ルクセンブルク      |
| スリランカ         | カメルーン          | バヌアツ             | オランダ         |
| ミャンマー         | ザンビア           | その他（オセアニア地域）     | ドイツ          |
| タイ            | コートジボワール       |                  | フランス         |
| マレーシア         | モロッコ           | <b>(北米)</b>      | スペイン         |
| シンガポール        | セネガル           | カナダ              | ポルトガル        |
| インドネシア        | エチオピア          | 米国               | イタリア         |
| フィリピン         | ギニア            | その他（北米地域）        | マルタ          |
| 香港            | ウガンダ           |                  | ギリシャ         |
| 韓国            | ジンバブエ          | <b>(中南米)</b>     | オーストリア       |
| モンゴル          | 南アフリカ          | メキシコ             | スイス          |
| ベトナム          | モーリタニア         | グアテマラ            | ポーランド        |
| 中国            | トーゴ            | エルサルバドル          | チェコ          |
| カンボジア         | 中央アフリカ         | ニカラグア            | ハンガリー        |
| ブータン          | ベナン            | コスタリカ            | セルビア         |
| ラオス           | マラウイ           | キューバ             | ルーマニア        |
| ブルネイ          | ギニアビサウ         | ドミニカ共和国          | ブルガリア        |
| 台湾            | スワジ蘭ド          | ブラジル             | アルバニア        |
| モルディブ         | エリトリア          | パラグアイ            | ロシア          |
| 東ティモール        | コモロ            | ウルグアイ            | エストニア        |
| その他（アジア地域）    | ナミビア           | アルゼンチン           | ラトビア         |
|               | ボツワナ           | チリ               | リトアニア        |
| <b>(中近東)</b>  | マリ             | ボリビア             | スロバキア        |
| イラン           | ニジエール          | ペルー              | ウクライナ        |
| トルコ           | モーリシャス         | エクアドル            | ウズベキスタン      |
| シリア           | レソト            | コロンビア            | カザフスタン       |
| レバノン          | アンゴラ           | ベネズエラ            | ベラルーシ        |
| イスラエル         | ガーボヴェルデ        | ホンジュラス           | クロアチア        |
| ヨルダン          | サントメ・プリンシペ     | パナマ              | スロベニア        |
| イラク           | 赤道ギニア          | ジャマイカ            | マケドニア        |
| クウェート         | ブルキナファソ        | トリニダード・トバゴ       | ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| サウジアラビア       | セーシェル          | バハマ              | アンドラ         |
| アフガニスタン       | ソマリア           | アンティグア・バーブーダ     | バチカン         |
| パレスチナ         | モザンビーク         | バルバドス            | キルギス         |
| イエメン          | ルワンダ           | ドミニカ国            | アゼルバイジャン     |
| アラブ首長国連邦      | シェラレオネ         | グレナダ             | グルジア         |
| バーレーン         | ブルンジ           | セントクリストファー・ネーヴィス | タジキスタン       |
| オマーン          | ジブチ            | セントルシア           | トルクメニスタン     |
| カタール          | ガンビア           | セントビンセントおよび      | サンマリノ        |
| その他（中近東地域）    | チャド            | グレナディーン諸島        | モナコ          |
|               | その他（アフリカ地域）    | スリナム             | モンテネグロ       |
| <b>(アフリカ)</b> |                | ガイアナ             | リヒテンシュタイン    |
| エジプト          | <b>(オセアニア)</b> | ベリーズ             | コソボ共和国       |
| スーダン          | オーストラリア        | ハイチ              | アルメニア        |
| リビア           | ニュージーランド       | その他（中南米地域）       | モルドバ         |
| チュニジア         | パプアニューギニア      |                  | キプロス         |
| アルジェリア        | フィジー           | <b>(ヨーロッパ)</b>   | その他（ヨーロッパ地域） |
| マダガスカル        | パラオ            | アイスランド           |              |
| ケニア           | マーシャル          | フィンランド           |              |
| タンザニア         | ミクロネシア         | スウェーデン           |              |
| コンゴ民主共和国      | サモア            | ノルウェー            |              |
|               |                |                  | <b>(その他)</b> |
|               |                |                  | その他（その他地域）   |

### III その他

「外国人学生受入実績票」及び「国内学生海外派遣実績票」様式ファイルは、ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) に、MS-Excel版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。